

憲法と日本の安全保障

熊野直樹（九州大学大学院法学研究院）

1. 違憲の集団的自衛権行使容認の閣議決定

2014年7月1日：集団的自衛権行使容認を閣議決定＝憲法違反！

国家権力の恣意性（暴走）を縛るもの＝憲法

集団的自衛権行使容認は、長年、政府見解によって違憲とされてきた！

集団的自衛権を行使するためには、国民投票による改憲が必要

この改憲が無理なため、政府が勝手に「合憲」と解釈し、閣議決定（手続き違反+違憲）

政府の恣意的な判断によって、憲法違反の閣議決定がなされた

＝立憲主義（国家権力は憲法の枠内でのみ行使される）の否定ならびに破壊につながる

議会討論や国民的議論もなく、自民党と公明党との与党間の密室による決定

＝立憲デモクラシーから立憲独裁へ（三谷太郎）

このまま国民が「わーわー騒がない」（麻生太郎）でいれば、日本の若者が再び戦場に駆り出され、徴兵制が復活（自民党の加藤紘一、古賀誠、村上誠一郎らが警告）し、今の若者たちが、アメリカの戦争に恒常的に駆り出される可能性が極めて大

近い将来、「イスラム国」に対する戦争に、自衛隊が駆り出される可能性否定できず
最近、自衛隊応援の民間組織である防衛協会の支部でも反対の声が強まっている！

「自衛隊員がアメリカの戦争で戦死しかねない」

私たちは、安倍政権やその応援団になり下がっている一部の大手マスコミやNHKの情報に騙されないために、集団的自衛権を中心とした日本の安全保障について、正確な知識を持つ必要がある！

国民の無知や無関心につけ込んでいるのが、今の安倍政権の手口
一年前の麻生の「ナチスの手口に学べ」発言を想起されたい（後述）

安倍政権、中国と北朝鮮脅威論を持ち出し、日本の安全保障環境の悪化を強調

しかし、「イスラム国」への自衛隊派遣のようなアメリカの戦争に巻き込まれる可能性については一切語ろうとはしない

論点の意識的なすり替え

安保法制懇（後述）の座長代理北岡伸一：

「たしかに総理の判断次第で不必要な戦争に駆り出される可能性がゼロとは言えない。」

（北岡伸一「現代における平和と集団的自衛権—憲法解釈見直しはなぜ必要か—」『中央公論』2013年10月号、93頁）

そこで以下では、集団的自衛権の問題点について憲法を中心に考えて行く。その前にまず、安倍政権のめざす国家について考えて行きたい

2. 安倍政権のめざす国家とは？

安倍政権がめざす国家＝海外で戦争を行える国家（詳述）

そのための方策としての集団的自衛権行使容認

従来、政府解釈において**違憲**とされてきた集団的自衛権行使を、一内閣が勝手に解釈を変更して、容認した

＝憲法改正手続きなき改憲＝違憲＝憲法破壊＝立憲主義の危機（後述）

日本弁護士連合会（日弁連）会長声明：「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」（2014年7月1日）

「**集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反し、違憲である。**」

以上のように、日弁連を始めとした法曹界が、集団的自衛権行使容認の閣議決定を違憲と断定している点は、押さえておこう！

そもそも安倍政権は改憲して、集団的自衛権の行使を容認する予定であった！

2012年12月：第二次安倍政権の成立（公明党との連立政権として成立）

しかし、当時の参議院の自民党・公明党は、過半数には及ばない

⇒ 改憲には、参議院の3分の2以上の議席が必要（憲法96条⇒ 後述）

そのため昨年7月の参議院の通常選挙において、与党は3分の2以上を占める必要

その結果、当初の予想通り、自民党（65議席）・公明党（11議席）両与党の圧勝

参議院において与党、安定多数を獲得（135議席）

⇒ 衆参の「ねじれ」解消

多くの悪法が、国会を通過することになった！

戦後最低最悪の悪法：昨年12月6日の秘密保護法案の強行可決

国家安全保障会議（日本版NSC＝「大本営政府連絡会議」現代版！）設置関連法案成立

しかし、改憲（特に96条）に対する国民世論の強い反対

⇒ 麻生太郎副首相の「ナチスの手口に学べ」発言（昨年7月29日）

「今回の憲法の話も、私どもは狂騒の中、わーっとなったときの中でやってほしくない。[…] 静かにやろうやと。憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。わーわー騒がないで。」

ナチスのように、憲法の全面改正や新憲法制定ではなく、時限立法や解釈改憲などによって、国民が騒がないように、なしくずし的に憲法原理の骨抜きないしは機能停止を図る

その一環として、

①国防上の情報を秘匿するための軍事立法としての秘密保護法案

②国防上の中枢をなす国家安全保障会議（NSC）の設置

③集団的自衛権の行使（違憲）をめぐる政府による憲法解釈の見直し（後述）

＝9条骨抜き3点セット

⇒ 自民党改憲草案（後述）における9条の改憲内容が、憲法の改正手続きを経ることなしに実現することになる！＝これこそが、麻生の「ナチスの手口に学べ」発言の真意

今回の集団的自衛権行使容認の閣議決定で、安倍政権は実質的に9条の改憲を実現した！

それでは、安倍政権は、改憲によって日本をいかなる国家にしたいのか？

日米軍事協力の指針（ガイドライン）改定による日米同盟強化という名のもとの対米従属の強化ないしは属国化

① アメリカのために海外で戦争を行える国

＝9条改悪による「国防軍」の創設

この背景：アメリカからの圧力の存在

「集団的自衛権の禁止は日米同盟の障害物となっている」

9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」の削除

この代わりに「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」

アメリカからの圧力の要因としてのアメリカの相対的な弱体化

アメリカ一国ではもはや世界各地の紛争に対応できない

同盟軍もこの間の軍事介入で疲弊

さらに、ドイツを中心とするEUが「覇権争い」においてライバルとして台頭

特に、ドイツ、近年、平和主義的な路線から積極的な軍事介入路線への転換を図っている最中！

「国際的な安全保障政策におけるドイツの役割」として大国ドイツにふさわしい「国際的な責任」がある⇒ アメリカはもはや21世紀の世界秩序への挑発に対応できない

そこで、EUがドイツ主導の下、積極的に世界の紛争地帯に軍事介入する

こうした積極的な軍事介入路線を現政府、大統領、左翼党を含む野党が支持！

⇒ 「帝国主義的自由主義」と呼ばれる安全保障政策がドイツで画策されている！

こうした国際的な安全保障環境の激変の中、アメリカは「覇権」を維持するため、日米同盟の名の下、日本の自衛隊をジュニアパートナーとして利用したい

その結果、特に最近、9条の撤廃と集団的自衛権の行使を強く要求してきた

中国や北朝鮮脅威論はそのための口実にすぎない！

② 「管理国家」体制の確立

＝国民を一元的に管理監視するマイナンバー法と特定秘密保護法の成立

＝自民党改憲草案99条「緊急事態」条項

⇒ ①、②より言えるのは、国会の無力化と内閣独裁による、国防を基調とした「管理国家」体制の構築（最悪のシナリオ）

アメリカの戦争への参戦とともに、緊急事態を宣言し（自民党憲法草案99条）、内閣及びNSCに全権を賦与した、国防を基調とした「管理国家」体制の確立

その際、軍事情報は特定秘密に指定され、国会で議員がそれを追及すると、特定秘密保護法違反（共謀）になる。その結果、国会が主導権を行政側に奪われ、議論できなくなる。そうすると、国政を動かすのは、国会ではなく、実質的にNSCが全部決めることになる

こうした国防を中心とした「管理国家」に向けて邁進しているのが、安倍政権
昨年、ヒトラー内閣成立80周年（1933年1月30日）

1933年3月24日に国会で、3分の2以上の賛成を得て、「全権委任法」を成立させた＝ヒトラー内閣独裁の法的権限を付与

この「全権委任法」と全く同様の内容の条項が、自民党の改憲草案99条に「緊急事態」条項として盛り込まれている！（後述）

これぞ、まさに安倍政権が目指す国家体制＝国会の無力化と内閣（及びNSC）独裁による、国防を基調とした「管理国家」体制

アメリカの戦争に参加するために集団的自衛権行使を当時の政府の恣意的な判断によって容認した際に、緊急事態を宣言すると、政府の独裁が合法的に成立するしくみをめざす

その際、戦争に反対すれば、秘密保護の名目で、合法的に反対派が弾圧されることに

国民が知らない間に、そして関心を持たない間に、なしくずし的に憲法を骨抜きにし、基本的人権を制限する！＝これぞまさにナチスの手口！

麻生の「ナチスの手口に学べ」発言は、或る意味、彼らが目指す方向性とその方策を正直に語ったものとして見なすことができる

そこで、以下では、自民党の改憲草案を中心に、安倍政権のめざす国家体制について考察して行くことにする

3. 自民党による改憲策動

(1) 自民党の改憲草案

2012年4月27日：自民党、2005年にまとめた「新憲法草案」の改訂版である「日本国憲法改正草案」を発表

その主な内容：

- ・9条2項を削除する「新憲法草案」の内容を維持したうえで、9条の全面的な改定「自衛軍」を「国防軍」へと書き換え

国防軍規定（9条2項5）には、軍法会議（「審判所」）の設定を盛り込む

⇒ 石破の「死刑」発言（2013年4月21日週刊BS）

「だからその〔「出動せよ」って言われた〕時に、それに従え、それに従わなければ、その国における最高刑に死刑がある国なら死刑、無期懲役なら無期懲役、懲役300年な

ら300年〔を科す〕。〕

・第9章に「緊急事態」という名の下での有事法制規定（非常事態条項）を明記
外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害などの緊急事態において、「〔…〕 内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる〔…〕」（99条1項）「〔…〕 何人も、〔…〕 国その他の機関の指示に従わなければならない」（99条3項）とされ、政令による国民の権利制限を可能としている！（下線部*熊野、以下同じ）

⇒ **憲法条項にナチス・ドイツの全権委任法第1条：**

「ライヒの法律は〔…〕ライヒ政府によってもこれを議決することができる」

と同様の内容を盛り込む

自民党改憲案Q&Aでは、99条3項について、「緊急事態」でも、「基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」としている

しかし、改憲案Q&Aでも「大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」と明記

改憲草案においても、自民党は麻生が発言したように、「ナチスの手口」から学んでいる！

- ・天皇の元首化（1条）
- ・日の丸・君が代の国旗・国歌化（3条）
- ・皇位継承と元号の制定（4条）
- ・基本的人権（私権）の公益による制限（13条）＝「天賦人権」説の否定！

⇒ 反動ぶりが顕著（大日本帝国憲法への回帰）

⇒ 国防を基調とした天皇中心の「管理国家」体制の樹立を目指す

改憲のための国会発議の要件を、衆参両院全議員の3分の2から過半数へと引き下げ
けることは変わらず（100条）

（2）第二次安倍政権の成立

こうしたなかでの2012年12月における第二次安倍政権の成立

⇒ 「戦後レジームからの脱却」への再チャレンジを掲げる

「まさに『戦後レジームからの脱却』が日本にとって最大のテーマであることは、私が前回総理を務めていた五年前と何も変わっていないのです」（安倍晋三『新しい国へ—美しい国へ 完全版—』文藝春秋、2013年、254頁）

「戦後レジームからの脱却」＝国防を基調とした天皇中心の「管理国家」の確立

「日本を取り戻す」＝「大日本帝国を取り戻す」

昨年の参議院議員選挙の自民党圧勝によって、改憲が政治日程に上ることになった！

この間、国民を一元的に管理監視する「マイナンバー法」と秘密保護法が成立

「管理国家」体制が、国民の多くが知らない間に、形成されている！

4. 安倍政権と集団的自衛権

(1) 安倍政権のシナリオ

衆参両院で過半数を制した安倍政権は、国防を基調とした「管理国家」に向けて、ナチスの手口に学んでなしくずし的に憲法を骨抜きにしながら、暴走中！

安倍政権のシナリオ

- ① 国家安全保障会議の設置を目指す（＝「大本営政府連絡会議」の復活を目指す）
- ② 秘密保護法案成立を目指す（国民の知る権利を「合法的」に封殺し、情報を統制管理）
- ③ 内閣法制局長官の交替（小松一郎へ）による集団的自衛権行使の容認を目指す（改憲手続き無き改憲）
- ④ 9条骨抜き3点セットの実現による改憲手続き無き改憲の成功
- ⑤ 日米軍事協力の指針の再改定
- ⑥ 自衛隊法を始めとした関連法の改正
- ⑦ 「国家安全保障基本法」（NSC設置法と秘密保護法の上位法；海外派兵を無原則に認める法律）の制定
- ⑧ 時の政府による恣意的な憲法解釈（違憲⇒合憲）の慣習化
- ⑨ 「法の支配」から「人の支配」へ（立憲主義の崩壊）
- ⑩ 憲法改悪（違憲の既成事実の積み重ねによる改憲発動：96条改悪）へ
- ⑪ 戦争準備体制の構築＝国防国家化

⇒ 国防を基調とした「管理国家」体制の成立（この体制では、「人の支配」の下、戦争のための超国家主義による強制的画一化（まさにファッション化）が貫徹され、精神的自由を始めとした基本的人権が極限にまで制約される）＝「管理ファシズム」＝最悪のシナリオ

集団的自衛権行使による「日本国防軍」の戦争参加で生じるであろう戦死者の英霊化のための追悼施設の準備

⇒ 靖国神社の再利用（昨年12月26日の安倍の靖国参拝はそのための布石）

⇒ 非業の死を美化し英霊化するための教育改革（愛国教育の徹底）＝教え子を戦場に送り出し、非業の死を英霊化するための方策（「お国のために死ね！」と奨励する教育の再来）

下村博文文科相：「教育勅語の中身そのものはまっとうなことが書かれている」（4月8日）

⇒ 学校教育法改悪へ

*** 以上のように、安倍政権成立以降、国防を基調とした「管理国家」体制の構築を目指して、改憲手続き無き改憲によって憲法を骨抜きにし、なしくずし的に「ファッション化」（権威主義的反動化！）が着実に進行しており、さらに加速しているのが現状**

現段階においては集団的自衛権行使容認の閣議決定を踏まえた関連法の改正手続きの時期が問題となっており、まさに安倍政権のシナリオ⑤、⑥の段階

実は、石破は「国家安全保障法」を先に成立させ、その後、自衛隊法など関連法を改正させたかった。しかし、安倍は「国家安全保障法」にこだわらず、まず関連法の改正を優

先させることにした。この点が両者の意見の相違となって、内閣改造の際、問題となった
今年2月5、12日の衆参の予算委員会で、安倍は集団的自衛権の行使は憲法改定なしに、政府の憲法解釈変更だけで容認できると発言（「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能だ」（5日、参議院予算委員会）；「最高責任者は私だ。政府の答弁にも私が責任を持って、その上で選挙で国民から審判を受ける」（12日、衆議院予算委員会）

こうした発言の背景：選挙に勝てば、内閣は何でもできる！選挙によって、内閣は全権を委任されており、次の選挙までは何をしてもよい！＝人民投票独裁（ハシズムと類似）

その背景に、国民側の病理：「おまかせ民主主義」＝「消費者民主主義」の問題（後述）

国民：自分は、今だけ、カネだけ、自分だけに関心があり、政治は難しく、やっかいで、自分には関係ないから、面倒なことはやりたいひと（政治家）におまかせする

安倍：俺は選挙で勝利し、国民からまかせられている（＝委任）から、次の選挙までは何をしてもよいのだ＝委任独裁

「おまかせ民主主義」と委任独裁は表裏一体

（2）集団的自衛権とは何か？

集団的自衛権＝自分の国は直接攻撃を受けていないにも拘わらず、密接な関係にある外国への武力攻撃を実力で阻止する権利＝「他国防衛権」

Cf. 個別的自衛権（政府解釈では合憲とされてきた）＝「自国防衛権」

自衛権発動の三要件

- ① 日本に対する急迫不正の侵害があること
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

⇒ 集団的自衛権＝「他国防衛権」は、①を満たさないから、これまで政府見解では違憲とされてきたのである！

歴代の政府見解では、集団的自衛権の行使は憲法上許されず、行使容認は憲法改正なしには不可能という立場

いわば歴代の政府（岸信介政権も！）によって違憲とされてきた集団的自衛権の行使を、改憲手続きを経ることなしに、一政府の憲法解釈の変更だけで容認した！

これは、まさに立憲主義（＝憲法が国家権力を縛るという考え）からの逸脱、さらに法治国家からの逸脱を意味する

元内閣法制局長官・阪田雅裕：「おっしゃる通り立憲主義の否定だと思います。いままでにはない経験だと思いますし、ある種“法治”ではなく“人治”への道を開く一里塚になるのではないかということを危惧しています。」（阪田雅裕『法の番人』内閣法制局の矜持』大月書店、2014年、177頁）

それを安保法制懇といった民主的な正当性を有しない、憲法の専門家でもない「有識者」

たちの単なる一解釈を根拠に憲法違反の集団的自衛権行使が容認された！

今年5月中旬に安保法制懇、報告書を提出

その概要

- ・砂川最高裁判決に言及し、固有の自衛権を確認
- ・「自衛のための必要最小限度」に集団的自衛権が含まれる
- ・集団的行使にあたって6条件を提示

その6条件とは

- ①日本と密接な関係にある国が攻撃される
- ②放置すれば日本の安全に大きな影響を及ぼす
- ③攻撃された国からの明示的な支援要請がある
- ④首相が総合的に判断する
- ⑤国会承認を受ける
- ⑥第三国の領域を通過する際は許可を得る

⇒ 憲法解釈においては無理のある、破綻した議論

砂川最高裁判決（1959年12月：米軍駐留の合憲性が最大焦点となった判決。立川基地に立ち入ったデモ隊を起訴した事件に対して、東京地裁は1959年3月に米軍駐留は9条2項が禁じた「戦力」に当たり違憲と判断し、無罪判決（伊達判決）。それに対して、最高裁長官は在日米大使と密会し、一審判決を棄却し、米軍は「戦力」ではないと判断）で集団的自衛権の行使を正当化

憲法学者の長谷部恭男：「私が知る限り、そのような議論をする憲法学者は存在しない」（今年3月28日の日本記者クラブでの会見）

長谷部によると、判決の趣旨は、①日本は固有の自衛権を有するが、憲法9条2項で戦力不保持を定めている ②この不足を「平和を愛する諸国民」（米国）が補う ③在日米軍は9条2項が言う「戦力」に該当しない

⇒ 長谷部：「判決は素直に読めば個別的自衛権を議論している。仮に集団的自衛権について何か語っているのなら、内閣法制局の見解に反映しているはずだが、この判決後も、何も変わっていない」（同上）

事実、砂川最高裁判決当時（1960年）の法制局長官であった林修三は、集団的自衛権は「未解決」との見解を『時の法令』（1960年344号）の中で示している！

「未解決の問題といえば、社会党が一月はじめに出した見解の中にも出ているが、わが憲法がいわゆる集団的自衛権を認めているかどうかという点も、なお未解決だね。個別的自衛権のあることは今後の判決ではっきりと認められたけれども。」（同上、53頁）

砂川最高裁判決直後の1960年3月31日に参議院予算委員会において、岸信介首相は集団的自衛権について、「憲法上は、日本は持っていない」と答弁。

⇒ 砂川最高裁判決を受けて、むしろ集団的自衛権行使は違憲という解釈が確立
結局、内閣法制局、「限定行使」を容認

内閣法制局、これまで一貫して集団的自衛権行使は違憲という立場

⇒ 「必要最小限」の自衛権に集団的自衛権の一部が含まれるという見解を打ち出す＝
憲法解釈素人集団の安保法制懇に屈した形になる＝まさに曲学阿世！

ある国が日本の近隣国を攻撃、占領しようとしており、放置すれば日本も侵攻されるこ

とが明白な場合に認める。この場合、自衛隊が出動し、他国と共同で武力行使可能に他衛のための武力行使を認めなかった従来の憲法解釈の破棄＝自己破綻
放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合を判断するのは、結局、時の首相であり、集団的自衛権行使の判断は、時の政治権力の判断に委ねられることに！結局、無限定！
北岡の発言「総理の判断次第で不必要な戦争に駆り出される可能性がゼロとは言えない」を想起せよ！

まさに「法の支配」から「人の支配」へ＝立憲主義の崩壊
そのため、今年4月18日に解釈改憲に反対する「立憲デモクラシーの会」が発足＝「安保法制壘」の解釈改憲に反対する憲法学者を中心とした真の有識者の会
新3要件「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に武力行使が可能
集団的自衛権行使反対の世論が強い中、今年7月1日、安倍政権、閣議決定を強行
12月、日米軍事協力の指針改定、すべてはこれに間に合わせるための茶番
今年7月までにシナリオ④の段階まで達成させた＝憲法9条骨抜き3点セットの実現化
さらに3年以内にシナリオ⑩の段階まで達成させる目論見（元自民党政調会長高市早苗）＝そのための国民投票法改定案（選挙権年齢18歳以上）可決成立

5. 今、わたしたちは何をなすべきか？

多くの国民が気づかぬうちに、「合法的な装い」や9条骨抜き3点セットによって、正式な改憲手続きなしに憲法原則や基本的人権が骨抜きないしは空洞化されている！

その背景としての日本国民の深刻な病理＝「熱狂なきファシズム」（想田和弘）の進行

「なんとなく進行するファシズム」に熱狂はない

⇒ 半分近くの主権者が投票を棄権している！

「人々は、無関心なまま、しらけムードの中で、おそらくはそうとは知らずに、ずるずるとファシズムの台頭に手を貸し参加していく。低温火傷のように、知らぬ間に皮膚がじわじわと焼けていく」（想田和弘『日本人は民主主義を捨てたがっているのか？』岩波書店、2013年、50頁）

想田氏によると、安倍自民党は、こうなることを意識的に狙っているという

それがまさに麻生の「ナチスの手口に学べ」発言

「静かにやろうやと。[...] わーわー騒がないで。」

主権者：何も気にしない、騒がない、投票にも行かない、半分近くの主権者が棄権する
その結果、誰も気づかぬうちに、すべてが為政者の望む通りに何となく決まっていく
＝「熱狂なきファシズム」

民主主義体制の中でファシズムが進行するには、主権者の有形無形の協力が必要
棄権や政治的無関心も消極的な「協力」、おそらく政治に対する無知も

この背景としての「消費者民主主義」という名の病理

消費資本主義的価値観が社会に根付く中、誤解がゆっくり定着し、政治家も主権者も、消費者モデルで政治をイメージするようになった

まさに「おまかせ民主主義」の正体は、「消費者民主主義」（想田）

消費者の態度：「お客様を煩わせないで。面倒だから誰かが決めてよ。気にいったら買ってやるから。」

想定される今後の最悪のシナリオ

改憲手続き無き改憲による実質的な憲法改悪の既成事実化⇒ 正式な改憲のための安倍政権による野党の取り込み⇒ 改憲のための参議院における3分の2の確保⇒ 憲法96条の改憲発議と国民投票の実施⇒ 国民投票の成立⇒ 非常事態事項、首相公選制、一院制の導入と憲法9条改悪を始めとする本格的改憲がなされることに

その結果、**想定される悪夢：国防を基調とした「管理国家」の成立＝「管理ファシズム」体制＝「新しいファシズム」体制の到来**

その際、ファッション化の強力な推進要因（誘因）となるのが、アメリカからの同調圧力（日米軍事同盟強化、アメリカの戦争参加要請）

Cf. 戦前の日本ファシズムの誘因：「侵略戦争を食物にして発展したファシズムである」（具島兼三郎）

***アメリカのための戦争を食物にして発展していくのが、「新しいファシズム」体制の特徴**
最大の矛盾：「デモクラシーの帝国」であるアメリカの戦争に参加しようとしている安倍政権が、アメリカの歴史観である東京裁判史観（先の戦争は侵略戦争）を否定している点
安倍政権の「大東亜戦争」美化は、実は、真珠湾攻撃をも美化することになる！

Cf. 安倍の靖国参拝や百田尚樹の一連の発言とアメリカ側の批判

それではこうした展望や状況に対して、今、わたしたちは何をなすべきか？

まずは、無知の知であり、周りの無関心のひとに危険性を知らせること！

安倍政権は、国民の無知や無関心につけ込んでいっているので、まずは知り、関心を持つ次に、日常生活において麻生が嫌う「わーわー騒ぐ」ことから始めよう（想田）

＝黙っていないで「わーわー騒ぐ」こと

日常生活の中で感じた理不尽なことや非民主的なことに対して皆と「わーわー騒ぐ」

そのうえで、地域において、草の根の組織に既存の組織が連携することが肝要

その際、特に安倍政権の危険性を唱え、一人でも多くの国民、特に若者に知らせていく必要性、極めて大。国民の無知につけ込むのがナチや安倍政権の手口ゆえ！

地域から変えていくことの重要性

その一方で、棄権率の高さ（昨年の参議院議員選挙での投票率52.61%）

多くの国民、特に若者（特に男）は安倍政権の政策の内実やその危険性を知らない
それ故、まずは身近な人（若者）に、気軽に語りかけていくことの重要さ

近い将来、徴兵制が導入されて、君たちが戦場に駆り出されるかもしれないと語ろう！

まさに日常生活ないしは日常空間における人間関係やネットワークを中心に、安倍政権の持つ「危なさ」を身近な人（若者やその親）たちに訴えて行く必要！

天下国家の問題を、まずは身近な日常の中で語りかけて行くことの重要さ

政治学における「日常的な話し合い everyday talk」の重要性への着目

特に、家族／親密圏における「日常的な話し合い」の重要性の強調（田村哲樹）

その際、「反核医師のつどい」のような活動が、まさにこれから**より重要になる！**

長いこと地域や職場に定着して活動してきた平和団体や市民団体等の政治学的評価

⇒ 政治学的には、「**制度資本**」と呼ばれ、民主主義において極めて重要な機能を果たすことが近年の研究では特に指摘され、高く評価されている

「長いこと定着している組織は、人間を束ねる重要な資源だ」（山口二郎『ポピュリズムへの反撃』角川書店、2010年、145頁）

安倍政権のめざす国家体制がいかに危険かを、皆と大いに勉強して、大いに語らい、大いに身近な人（若者）たちに語りかけていくことが肝要＝「草の根の討議デモクラシー」

語る際に、秘密保護法、国家安全保障会議、集団的自衛権行使（限定）容認の行き着く先は、最終的には戦争であり、戦場で死ぬのは若者ないしは、自分たちの子どもであることを大いに強調する必要がある

しかも、安倍政権が目指すのは、国防を基調とした「管理国家」体制＝「管理ファシズム」体制であり、まさに国民をアメリカの戦争に**強制的**に動員するための国家づくりである点を語る必要がある。その際、真っ先に戦場に駆り出されるのは若者であり、戦争を拒否すれば、軍法会議で「死刑」になる（石破）ことも強調しよう！

本日の「反核医師のつどい」でなされる様々な議論を日常生活や日常空間で身近な人（特に若者）たちに一人でも多く語り、伝えて行く。そしてそこでの議論をこうした場で紹介し、議論していくこと。そして他の平和団体や市民団体と連携し、ネットワークを広めていく

安倍政権の危険性をまず周りの身近な人（特に当事者になりかねない若者や子どもたち）たちに語りかけ、そして「わーわー騒ぐ」こと！

集団的自衛権行使容認の閣議決定の本質が、アメリカの戦争のために日本の若者を近い将来、戦場で犬死させることであることを理解すること。この問題が、決して他人事ではなく、自分や家族の人生に密接に係わる「生き死に」の問題であることを自覚すること。自分自身の問題として捉え、周りの人にこのことを真剣に語りかけ「わーわー言う」こと

これこそが、今、わたしたちがなすべきこと！

本報告が、そのためのきっかけとなれば、幸い（＝本報告の目的）

【参考・引用文献】

- 芦部信喜『憲法〈新版〉』岩波書店、1997年。
- 安倍晋三『美しい国へ』文藝春秋、2006年。
- 安倍晋三『新しい国へ—美しい国へ 完全版—』文春春秋、2013年。
- 北岡伸一「現代における平和と集团的自衛権—憲法解釈見直しはなぜ必要か—」『中央公論』2013年10月号。
- 具島兼三郎「侵略戦争の主体—日本ファシズムの特質」『言論』創刊号、1946年。
- 熊野直樹「具島ファシズム論の再検討」『法政研究』第71巻第4号、2005年。
- 熊野直樹「二つの具島ファシズム論」『法政研究』第74巻第3号、2007年。
- 熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い／政治史からの問い』法律文化社、2009年。
- 熊野直樹「安倍政権と改憲問題・『ハシズム』との関係を中心に—歴史の現局面とこれからの展望を考える」『福岡の暮らしと自治』第432号、2013年。
- 熊野直樹「具島ファシズム論と現代日本の政治—「管理・監視ファシズム」到来の危機—」木村朗・前田朗編『21世紀のグローバル・ファシズム』耕文社、2013年。
- 阪田雅裕『政府の憲法解釈』有斐閣、2013年。
- 阪田雅裕「法の番人」内閣法制局の矜持—解釈改憲が許されない理由—」大月書店、2014年。
- 想田和弘『日本人は民主主義を捨てたがっているのか?』岩波書店、2013年。
- 相田和弘『熱狂なきファシズム—ニッポンの無関心を観察する—』河出書房新社、2014年。
- 豊下櫛彦『集团的自衛権とは何か』岩波書店、2007年。
- 林修三「砂川判決をめぐる若干の問答—新安保条約との関係にも触れて—（上）（下）」『時の法令』第343号、第344号、1960年。
- 布川玲子・新原昭治編『砂川事件と田中最高裁長官—米解禁文書が明らかにした日本の司法—』日本評論社、2013年。
- 丸山眞男『現代政治の思想と行動（増補版）』未来社、1964年。
- 南野森「集团的自衛権と内閣法制局—禁じ手を用いすぎではないか—」『世界 SEKAI』2013年10月号。
- 山口二郎『ポピュリズムへの反撃—現代民主主義復活の条件—』角川書店、2010年。
- 山口定『ファシズム』岩波書店、2006年。
- 『朝日新聞』（インターネット版）
- 『産経新聞』（インターネット版）
- 『しんぶん赤旗』（インターネット版を含む）
- 『西日本新聞』（インターネット版を含む）
- 『毎日新聞』（インターネット版）ほか

German-Foreign-Policy.Com: Informationen zur deutschen Außenpolitik (<http://www.german-foreign-policy.com/de>)

Spiegel Online (<http://www.spiegel.de>)